

目黒区立学校学習用情報端末「iPad」活用に向けた第一中学校ルール

※目黒区のタブレット端末の取扱いの注意に則って作成

学習内容の理解を深め、より豊かな学びを実現していくために、目黒区では、児童・生徒に一人一台の学習用情報端末「iPad」（以下、情報端末という。）を整備しました。情報端末は皆さんの学習をより良いものにするための道具です。非常に便利な道具ではありますが、心配されることも多くあります。

そのため、「目黒区立学校学習用情報端末「iPad」活用に向けた第一中学校ルール」を定めました。全ての児童・生徒がこのルールを守り、情報端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 情報端末の扱い方について

情報端末は非常に高価なものであり、卒業時は貸与した情報端末本体及び周辺機器を全て返却します。返却された情報端末等はクリーニングを行い、新入生が使用します。以下の点に気を付けて、情報端末は大切に使用してください。

- (1) 情報端末は毎日学校で使用します。情報端末を家庭に持ち帰った際は必ず充電を行い、翌日に必ず学校に持参すること。
- (2) 他人の情報端末を勝手に操作しないこと。また、自分の情報端末を他人に貸したり、使わせたりしないこと。
- (3) 情報端末は丁寧に使用すること。
 - ア 情報端末の上に本などの重い物を乗せたり、通学カバン等の底に入れたりしないこと。
 - イ 情報端末を持ったまま走ったり、地面に直接置いたりしないこと。
 - ウ 情報端末に水をかけたり、湿気の多いところで使用しないこと。また、直射日光の下に長時間放置しないこと。
 - エ 情報端末は画面を指で触れる、または専用のタッチペンを使用して操作すること。えんぴつやペン等で画面に触れたり、情報端末に直接落書きしたり、磁石を付けたりすることは絶対にしないこと。

2 故障や破損、紛失等について

- (1) 学校で故障や破損、紛失等があったときは、すぐに学校の先生に報告すること。家庭で故障や破損、紛失等があったときは、翌日登校した際に、すぐに学校の先生に報告すること。
- (2) 学校でパスコードを4回間違えたときは、すぐに先生に報告すること。家庭でパスコードを4回間違えたときは、家庭での使用を中止し、翌日学校にそのまま持参して、先生に報告すること。

※特に、パスコードは一定回数以上入力を間違えると、情報端末が使用できなくなったり、データが消去されたりするので気を付けること。

3 学校で使用する場合

- (1) 授業等では、先生の指示をよく聞いて、情報端末を使用すること。
- (2) 休み時間や放課後に情報端末を使用する際にも、先生に確認すること。
- (3) 学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れること。

4 家庭で使用する場合

- (1) 情報端末を使用する時間は保護者の方とよく話し合い、長時間の連続使用は避けること。
- (2) 家庭で保管する際は、保護者の方と相談し、決められた場所に保管すること。

5 個人情報について

- (1) 自分や他人の個人情報（氏名や住所、電話番号など）をインターネット上に書き込むなどの行為をしないこと。
- (2) 写真撮影や音、映像を録音・録画する際は、相手及び教員の許可（肖像権等）を得て、実施すること。

6 人権への配慮

- (1) 情報端末を使用して、他者を傷付けたり、他者が見たときに不快感を与えるような表現を行わないこと。

7 著作権について

- (1) 他人の作品や表現を尊重し、使用するときには許可を得るようにすること。

8 インターネットの安全な利用について

- (1) インターネットには制限がかけられていますが、不適切なサイトに誘導されないように注意すること。特に、安易に広告等をクリックしないこと。
- (2) インターネット上に違法・不適切な書き込みを行わないこと。

9 カメラ機能の使用に際して

- (1) カメラ機能は先生が許可した時に使用すること。
- (2) カメラ機能を用いて、他者が不快になるような撮影を行わないこと。

10 健康のために

- (1) 情報端末を使用する際は、正しい姿勢で、画面に近すぎないように気を付けること。
- (2) 長時間の連続使用はせず、20分に一度は遠くの景色を見るなどして目を休ませること。

11 その他

「目黒区立学校学習用情報端末『iPad』の使用ルール」が守られなかったときには、情報端末が使用できなくなることもあるので注意すること。